



購入社内株の會計處理（林健二博士追悼特集號）

丹波，康太郎

(Citation)

国民經濟雜誌, 83(4):38-55

(Issue Date)

1951-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/80040097>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040097>



購入社内株の會計處理

丹 波 康 太 郎

本稿は、旧稿「社内株の會計處理と資本剰余金」(平井泰太郎編「經營組織の發展と計算思考」所載 昭和二十五年二月)における結論的部分を訂正すると共に、その際紙幅の關係上触れえなかつた無額面社内株の會計處理の問題にも簡単に言及せんとするものである。

一

前掲旧稿においては、マール^(註一)にしたがつて、購入社内株の取引より生ずる會計問題を、(一) 社内株の貸借対照表表示に関する問題、(二) 社内株の取得に伴う會計處理問題、(三) 社内株処分に伴う會計處理問題に分類し、便宜上、まず(一)の問題を中心に取上げながら、その間關連的に(二)の問題にいわば副次的に触れ、(一)および(二)の問題について妥当と思う結論を出した後、次いで(三)の問題に言及したのであつた。もちろん(一)の社内株の購入に伴う會計事實を期末に貸借対照表上如何に表示すべきかという問題と、(二)の社内株購入の際における帳簿記入を如何になすべきかの問題とは密接に關連する問題であることは否定しえないが、それにしても、上述旧稿における行論は、購入社内株の取引を最初に記入する(二)の問題をあまりに軽く取扱ひすぎた嫌いがある。むしろ、まず購入の際の記帳方法を後の処分の際の記帳方法との關連を考慮しながら取上げ、この際さらに社内株保有のまゝで期末に至つたとき社内株取引の

財務表表示を如何にすべきかも併せ論ずる方法の方が、この問題処理のヨリ妥当な態度と考えるにいたつた。

そこで改めて社内株取引に伴う帳簿記入法について考えよう。そしてこの場合社内株取引といつても、まず最初に起るのはいうまでもなくその購入の場合の帳簿記入であり、社内株処分に伴う仕訳は購入の際の記入に應じて変るものであるから、まず社内株購入に伴う帳簿記入法が注目さるべきである。これに關し従末文献上示されているところは甚だ多岐に亙るが、わたくしはこれを大別して次の三者に分類しようと思う。即ち、(a) 社内株なる勘定を用い、それに購入株式の買入價格を以て借記し、社内株の処分に至るまでこの勘定をそのまゝ存続せしめる方法、(b) 前者と同様まず社内株勘定の借方に購入株式の買入價格を記入するのであるが、次いでこの勘定についてさらに分析を行う方法、(c) 社内株勘定に購入株式の額面金額を以て借記し、株式の買入價格と額面金額との差額は剰余金その他別個の勘定を以て処理する方法——後述の如くこの方法にはさらに種々なものがある——これである。以下本節および後述の二三において右の各方法をさらに明瞭ならしめるために些か説明を加えよう。

(a) の方法は比較的簡單である。いま例えば額面一株一〇〇ドルの株式を發行会社が一株一五〇ドルの價格で一、〇〇〇株購入するとすれば、この方法によるとき記入は次の如くである。

(借方) 社 内 株	150,000	(貸方) 預 金	150,000
(借方) 預 金	160,000	(貸方) 社 内 株	150,000
		拂込剰余金	10,000

そしてこの株式を後に全株一株一六〇ドルで再賣するとすれば、そのときの記入は

となり、こゝに始めて資本剰余金が発生する可能性が生ずる。もし社内株の再賣價格が買入價格以下であれば、逆に差損を生じ、これは利益剰余金に借記される。^(註1) 社内株の処分には再賣のほか、消却あるいは株式配当 (stock dividends)

に充当される場合があるが、後二者の場合の処理については旧稿に譲り、本稿では紙幅の関係上省略する。

この方法によると、社内株の貸借対照表表示は如何になされるであろうか。この方法が提唱されるとき、その貸借対照表表示法には触れない場合が多いようである。社内株を資産として計上することの不合理なことは、旧稿において稍詳しく論じたから、これまたこゝでは繰返ささない。これを資本金からの控除として示すことも、この方法では計上金額の基礎価額が異なるから無意味である。さればとて剰余金よりの控除項目とすることも、社内株勘定には明かに資本金に相当する部分を含むがゆえに適當ではない。結局この帳簿記入法をとるときは、社内株は正味財産合計額よりの控除として表示するのが適當ということにならう。また一般に(a)の方法をとるときは、貸借対照表への表示はかゝる方法によるものと考えて誤らないであらう。^(註11)

(註1) R. P. Marple, *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, 1936, Chap. 5, P. 53—76

(註11) ヴートンは(a)の方法が社内株の会計処理について最も通常とられる方法であるとして、(W. A. Paton, *Advanced Accounting*, P. 546)。しかしマツキンジーは多くのアカウンタントは社内株勘定に購入社内株の額面金額を以て記入する方法、即ち(c)の方法をとるという(D. H. Mackenzie, *The Fundamentals of Accounting*, P. 551)。このように米國の実践において最も通常とられる方法が果していずれであるかについても見解が異なり、社内株の会計処理について眞に一般的と認められるものはないようである。わが國では、香湯教授「剰余金計算書・剰余金処分計算書」現代会計実務講座第一卷「財務諸表」の内、一四三—一四四頁)および佐藤教授「剰余金の研究 二三六—二三七頁」がこの(a)方法をとつておられる。

(註12) The *Accounting Review*, Dec. 1933, 3 editorial による表示法を説いてなり、また C. H. Rankin, "Treasury Stock: A Source of Profit and Loss?" The *Accounting Review*, March, 1940 も社内株はネット(買入價格)と "unallocated reduction of capital and surplus" とし示るべきであると述べた。

次に、(b)の方法はベートンの主張するところである。彼は(a)の方法を批判して次の如く述べる。社内株の買入価格を記入するために社内株なる一時的勘定(temporary account)を用いることには何ら重大な反対はない。しかし、期末における財務表表示のために、(a)の方法におけるが如く、正味財産合計よりの控除として示すのみでは、社内株購入の正味財産を構成する各セクション(underlying sections of the stock equity)に及ぼす影響を不明瞭ならしめ、また株式の再発行の正しい状態をも反映しないこととなる。事実、社内株の取引には二つの区別さるべき取引が含まれている。即ち、一つは発行会社による社外株(outstanding stock)の取得およびそれを発行に用いようべき授權株の状態に戻す取引と、その二はこの授權株を対価をえて特定の外部者に発行する取引とである。かく考えると、社内株の処理は前掲仮設例の場合、理想的には次の如くなるという。即ち、

社内株の購入に際して

(1) (借方) 社 内 株	150,000	(貸方) 預 金	150,000
----------------	---------	----------	---------

社内株購入時あるいはそれ以後賣却時または貸借対照表作成時までの間において

(2) (借方) 資本金—社外株	100,000	(貸方) 社 内 株	150,000
------------------	---------	------------	---------

利益剰余金	50,000 (借二)
-------	-------------

社内株賣却に際して

(3) (借方) 預 金	160,000	(貸方) 資本金—社外株	100,000
--------------	---------	--------------	---------

株式発行差金 (拂込剰余金)	60,000
-------------------	--------

因みに、もし社内株の買入価格が額面以下であれば、右の(2)の仕訳に關してその差額は資本剰余金の一形態として貸記されるところとなるとベートンは述べている。

かくの如き記入に基いて、社内株取引の貸借対照表表示は、理想的には、社内株の買入価格は正味財産を構成する各セ

クシヨンに分割して示され、社内株の存在については、資本金勘定に挿入句的註記 (parenthetic notation) を行うかまたは脚註 (footnote) に記載することによつて明かにされる。既に述べたように、(a) の方法の場合には社内株購入によつて資本を構成する各セクシヨンがどのような影響を蒙つたかが貸借対照表上不明瞭である。さらに (a) の方法では社内株の再賣によつて始めて再賣利益または損失を生ずるのであるが、ベートンは再發行株式の従末の経過を考慮に入れないで会社が株式を發行するときに實現されるが如き損益なるものはありえない。もし正味財産の何らかの修正がかかる状態において生ずるものとすれば、それは株式の取得に関連して生ずるのであつて、その再發行に関連して起るのではない。株式が發行されるとき、常に不變の原則は手取金 (対價) の全額を資本勘定 (プレミアム即ち資本剰余金を含めて) に貸記すべきことである。(a) の方法において社内株の賣却に伴う「利益」を資本剰余金に振替えるならば、幾分は改善が齎らされることになるが、それでもなお不十分である。蓋し正味財産の諸勘定は、修正を施すことによつて株式が再發行されるときにおける状態を明かに反映すべきであつて、決して当初株式の發行時における状態を示すべきものではないから、というのである。

この (b) の方法と (a) の方法との拠つて立つ根本思考の検討はしばらく後に (即ち四) に譲るとして、次に前掲 (c) の方法について説明しよう。

(註一) W. A. Paton, *Advanced Accounting*, P. 546—553

(註二) ベートンは前掲書においては別段明示していないが、当初プレミアム付で發行した株式を再取得したことが明かな場合には、社内株の買入價格の額面金額を超過する金額は、この再取得株式に適用されるプレミアムの限度までは、それに相当する拂込剰余金にまず借記され、しかる後なお残額があれば、その部分は蓄積利益剰余金の返還として、利益剰余金に借記されてよいであるうと、わたくしは考える。

既述の如く、(c)に属する方法には、なお種々なものを含む。こゝでは便宜上まずピンカートンの示す方法を中心(註)に述べることにしよう。

ピンカートンによれば、一に示した仮設例の場合には次の帳簿記入がなされる。即ち、購入のとき、

(借方)	社 内 株	100,000	(貸方)	預 金	150,000
	剰 余 金	50,000			

社内株の賣却のとき、

(借方)	預 金	150,000	(貸方)	剰 余 金	50,000
			拂込 剰余金	10,000	
			社 内 株	100,000	

となる。そして上記の仕訳における剰余金が利益剰余金かあるいは拂込剰余金であるかは、具体的にそれぞれの場合における事情に照して考えるべきであるとのみピンカートンは述べるに止まる。わたくしはこの場合には二の註二に述べた考慮を適用して然るべきものと考え、この方法は一般的にいえば、社内株の賣却に際しては、借方の預金はもちろん賣却價格にて記入し、貸方は社内株には賣却株式の額面金額を、そして賣却價格の額面金額を超過する金額のうち買入價格までの部分はさきに借記した剰余金勘定に、またさらにそれ以上の金額即ち賣却價格と買入價格との差額は拂込剰余金にそれぞれ貸記するのである。またもし賣却價格が額面金額以下の場合には、その差額は剰余金勘定に追加的に借記されることになるのである。

ピンカーտンの場合、もし社内株の買入價格が額面額以下の場合には、借方社内株勘定に額面金額にて借記すると共に、貸方には預金勘定に買入價格を記入し、さらにその差額は株式購入不確定利益 (Contingent Profit on Stock) なる勘定に貸記する。そしてこの社内株がかりに買入價格以上の價格にて賣却されたとすれば、借方には預金勘定に賣却價格にて、また株式購入不確定利益勘定に当初の貸記金額が借記されると共に、貸方には社内株勘定に額面金額を以て、また以上の借方金額と貸方金額の差額即ち社内株の賣却價格と買入價格との差額を以て拂込剰余金に貸記するのである。

(c) の方法に属する最も通常と思われる方法は、右の社内株の割引購入の際に、特に株式購入不確定利益の如き特殊の勘定を起さず、その代りに拂込剰余金勘定にその部分を貸記する。したがつて社内株賣却の場合にも、賣却價格が賣却株式の額面金額より大であればその差額をさらに追加的に拂込剰余金に貸記し、逆に賣却價格が額面金額より小なるときはその差額を拂込剰余金に借記するのである。ピンカートンが株式購入不確定利益の勘定を用いるのは、社内株は買入價格よりも高い價格で賣却されるまでは確かな実現された利益を生じないから、須くこの事実を明示する如き勘定を用うべきだというのがその理由とするところである。そしてピンカートンの処理法の特異性はこの点にみられるのである。^(註)

上述の帳簿記入法によると、これに基く社内株取引の貸借対照表表示法は略々推察しうる。即ち、社内株勘定そのものは発行済社外株の資本金を示すべく資本金勘定よりの控除として示されるであろうし、また剰余金勘定はそれぞれ同種の剰余金に加減されるであろう。たゞピンカートンの方法による場合、株式購入不確定利益の勘定が如何なるセクションに示さるべきかが明かでない。彼もこの点には触れていない。

次に、わたくしが旧稿において最も適当な処理法と考えたマーブルの方法も、——いままでに述べた(c)に属する方法に比しかなり特異性はもっているもの——やはり廣い意味においては、(c)に属する方法の一種と考える。マーブルによれば、一に示した仮設例の場合には、社内株購入に際して、

(借方)	社 内 株	100,000	(貸方)	預 金	150,000
	利益剰余金	50,000			
	利益剰余金	100,000			
				資本金として留 保された剰余金 (Surplus Reserved as Stated Capital)	100,000

の記入がなされ、社内株賣却に際して次の仕訳がなされる。

(借方)	預 金	160,000	(貸方)	社 内 株	100,000
				社内株賣却益 (資本剰余金)	60,000
	資本金として留 保された剰余金	100,000		利益剰余金	100,000

もし仮定を変えて、社内株が額面以下の價格例えば前提仮設例において九〇、〇〇〇ドルで購入されたとすれば、マーブルによればその仕訳は次の如くなされる。

(借方)	社 内 株	100,000	(貸方)	預 金	90,000
				額面以下取得の社内 株より生ずる剰余金 (Surplus from Treasury Stock Acquired at Less than Par)	10,000
	利益剰余金	90,000		資本金として留 保された剰余金	90,000

それでは、かゝる記入に基き、マーブルの場合に社内株取引の貸借対照表表示は如何になされるであろうか。まず額面金額一〇〇、〇〇〇ドルの株式を一五〇、〇〇〇ドルにて購入した場合について考えるに、彼にあつては貸借対照表の資本の部は次頁の如く表示される。

もしこの会社が社内株一、〇〇〇株を九〇、〇〇〇ドルにて購入したとすれば、この取引に基く貸借対照表表示は、資本金より控除される社内株はやはり一〇〇、〇〇〇ドルであるが、その後加算される部分は「資本金として留保された剰

余金」九〇、〇〇〇ドルと「額面以下取得の社内株より生ずる剰余金」一〇、〇〇〇ドルとよりなり、資本金は結局やはり一、〇〇〇、〇〇〇ドルとして示され、これに対して利益剰余金は四一〇、〇〇〇ドルと表示される。いずれの場合も、かかる貸借対照表表示は結局のところ、剰余金の社内株の買入価格だけの減少として示されることになる点に注意すべきである。

上述のマーブルの会計処理法は、社内株勘定に株式の額面金額を記入する点において廣く(c)に属する方法とい、うるのであるが、同時に米國における多くの州法が社内株の取得は「剰余金から」のみ認めるという規定を設けることに注

資 本 の 部

資本金：			
普通株一額面 \$100—発行株	10,000株		\$1,000,000
控除：社内株	1,000株		100,000
社外株	9,000株		\$ 900,000
加算：資本金として留保された剰余金			100,000
資本金			\$1,000,000
剰余金：			
利益剰余金			350,000
資本合計			\$1,350,000

(上例においてこの会社は社内株購入前、額面 \$100 の社外普通株 10,000株と利益剰余金 \$ 500,000 を有していたと仮定した)

目して、剰余金中より「資本金として留保された剰余金」を引当設定し、且つこれを、また社内株を額面以下の價格にて購入した場合には「額面以下取得の社内株より生ずる剰余金」と共に、社内株を控除した後の資本金(社外株資本金 Capital Stock Outstanding)に加算することによつて、法律上の資本 (legal capital) は “issued” shares についての額面総計であつて “issued and outstanding” shares についてのそれではないという法律規定に一致せしめんとする点に、他の(c)に属する方法に対する特異性が看取されるのである。

(註1) P. W. Pinkerton, Accounting for Surplus, P 22—27

(註2) なる J. O. McKinsey and H. S. Noble, Accounting Principles, P. 491—493 の示す方法もやはり(c)は属するものと考えられる。但し McKinsey and Noble の場合には、社内株購入のとき、社内株勘定は額面金額で借記されると共に、額面金額と買入價格との差額は Premium on Treas-

sure Stock Purchased に借記されるか、あるは Discount on Treasury Stock Purchased に貸記される。そしてこの株式が賣却されるとき、賣却株式の額面金額が社内株勘定に貸記されると共に、額面金額と賣却價格との差額が Discount on Treasury Stock に借記されるか、または Premium on Treasury Stock Sold に貸記される。上記の社内株購入に際して記入される特殊の勘定と、その賣却のときに記入される特殊の勘定との間に連絡がない点において、この方法は本文に述べた二方法のいずれとも異つてゐる。

四

以上は、わたくしが社内株の會計処理法について大別した三種の方法の單なる内容紹介に止まる。以下、さらにこれを纏める意味において各方法を比較吟味し、各方法が如何なる根本思考より導き出されたものであるかを検討し、最後にそのいずれが最も合理的な方法であるかの結論に及ぶこととしよう。

(b) のペイトンの説く方法は、社内株の購入に際してひとまず社内株勘定にその買入價格を以て借記する点において、一見 (a) の方法に類似するが、しかしそれは、次いでこの社内株勘定をさらに分析して、社内株の額面金額を資本金勘定に借記し額面金額と買入價格との差額を剰余金勘定を通じて処理する点において、むしろ社内株購入の当初から社内株勘定に額面金額を借記し額面金額と買入價格との差額は別の勘定を以て処理するところの (c) に属する方法と、ヨリ一層の共通点をもつものの如くに考えられる。(c) の方法における社内株勘定はペイトンの方法における資本金勘定に恰も相当するものの如くに考えられるからである。しかしこの点よりしてペイトンの方法は (c) の方法と軌を一にすると即断してはならない。貸借対照表表示の方法において、(c) の方法では社内株は資本金よりの控除項目として示されるに對し、ペイトンにあつては資本金(社外株)は社内株の額面金額を減額した残額のみを示し、社内株の存在は既述の如く註記または脚註に示されることになるからである。さらに両者のヨリ一層重要視すべき相異点は、社内株の額面金額と

買入価格との差額を記入する勘定の処理において認められる。この点を明かならしめるために、さらに仮設例を用いよう。いま額面金額一〇〇、〇〇〇ドルの株式を発行会社が七〇、〇〇〇ドルの価格にて買入れ、後にこの株式を八〇、〇〇〇ドルにて賣却するとする。パーテンによればかゝる取引の仕訳は次の如くなるう。

(1) (借方) 社 内 株	70,000	(貸方) 預 金	70,000
(2) (借方) 資本金—社外株	100,000	(貸方) 減資剰余金	30,000 (註一)
		社 内 株	70,000
(3) (借方) 預 金	80,000	(貸方) 資本金—社外株	100,000
株式割引額	20,000		

そしてこの(3)の仕訳における株式割引額は貸借対照表上は、彼によれば資本金勘定よりの恒久的な控除項目として示されることとなると思われる。^(註二)

上記の取引が(3)に属する最も通常の処理法にしたがつて仕訳すれば、次の如くなる。

(1) (借方) 社 内 株	100,000	(貸方) 預 金	70,000
		繰込剰余金	30,000
(2) (借方) 預 金	80,000	(貸方) 社 内 株	100,000
繰込剰余金	20,000		

また上述ビンカーマンの方法によれば次の如くなる。

(1) (借方) 社 内 株	100,000	(貸方) 預 金	70,000
		株式購入不確定利益	30,000
(2) (借方) 預 金	80,000	(貸方) 社 内 株	100,000
株式購入不確定利益	30,000	繰込剰余金	10,000

これらの例示によつて判る如く、ペートンの方法は社内株購入の取引とその売却の取引とを一應別個の二つの取引として処理するに對し、(c)の方法はいずれも両者の取引を連続するものとして、換言すれば別個の取引とはみないで処理している点に大きな相異を見出さざるをえない。

次にこれら三種の方法は如何なる根本思考に立脚するかを検討しよう。少くともわが國においては、従来社内株の會計処理法に關しては、本稿にいう(a)の方法と(c)の方法と^(註三)りわけその最も通常の方法とが、いわば二つの對立する基本類型の如く考えられてきたと思われる。それは(a)の方法では社内株勘定は株式の買入價格にて記入されるに對し、(c)の方法では額面金額にて記入され、またその結果として(a)の方法では社内株の処分によつて始めて資本剰余金發生の可能性を生ずるに對し、(c)の方法では社内株の購入によつて既に資本剰余金少くともたとえ不確定なものにせよい^(註四)ゆる資本取引上の利益を生ずる可能性があることによる如くである。そして(b)即ちペートンの方法は既に彼の旧著 *Essentials of Accounting*, 1939 におうても示されていたのであるが、——もつとも新著 *Advanced Accounting* においては、社内株の會計処理はヨリ詳細に記述されるに至つてゐる——わたくしのみる限り、なおあまり注目されてはいないようである——わたくし自身も旧稿においてはペートンの所説の眞意を解せずこれを軽くみていたのであつた。

しかし、現在わたくしのみるところでは、(a)の方法と(c)の方法とを基本的な類型とみる見解は、処理法を皮相的に考察した結果であつて、購入社内株取引に關する會計処理法としてヨリ基本的・對立的な型と目すべきは、むしろ(a)の方法と(b)の方法であると思う。

即ち、(a)の方法は、社内株の購入によつて實質上資本の返還ないし拂戻があり、そしてその結果資本を構成する各セクションに異動を生ずるという事實を敢えて無視して、結局は社内株の購入・処分なる取引は比較的短期間に終了する取引と考え、社内株の処分のなされるまでは資本各項目の修正をしないでおこうとするいわば便宜的な処理法である。そ

のため、社内株の処分に際して始めて一括的に資本剰余金の発生を記録したり、また貸借対照表上も、社内株購入に伴う資本の減少を資本構成の各項目に分割して表示する精密な方法をとらずして、総括的に正味財産総計よりの控除として取扱う結果とならざるをえないのである。しかし、この結果として、この方法では、社内株の購入によつて法律上の資本金は減少せしめられるものではないという法律上の効果に合致することになるのである。

これと正しく対蹠的に、ベートンの方法は、既に述べた如く、社内株購入の取引とその処分の取引とを全然異なる別個の取引とみて、それぞれ資本各項目への影響を精密に記録するものである。ベートンにあつては、かゝる処理法をとる根柢には、社内株即ち発行会社によつて取得され保有される自己株式は、實質上、授權されたが未だ発行されていない株式と同一の状態にあると考えられており、かゝる考え方は疑もなく眞の会社財務状態の示すところと一致し、会社株式の取引に伴う資本金および剰余金の会計上よりみたる誤つた表示を阻止せんとするものであるという信念に出るのである。

他面ベートンは、社内株は未発行株とは区別さるべき法律上の特質をもつことは十分注意している。即ち、(一)ひとたび発行され全額拂込済となつた株式を取得する者は、たとえその再発行價格が額面以下であつても、この割引額に対して責任を負わないという点、(二)おそらく社内株は株主に対して持株に應じて割当てられることなく発行される、即ち新株引受権はかゝる株式には適用されないという点、さらに(三)社内株は未発行株発行の場合には一般に必要とされるが如き株主の承認——筆者註、おそらくこれは優先株の発行に関して生ずることであろう——を要せずして発行しうる点に、社内株の特質のあることは認めているのである。そこでベートンは、このような特質あることによつて、社内株が根本的に未発行株と異なるという結論を会計上も必要とするか否かが問題であるといふ、これに対して、彼は否定的な答が是認さるべきであるという。蓋し、社内株は通常の未発行株と同様に、現に社外に発行されていないそして將來もあるいは発行されないかもしれない授權株の部分を表わすものであり、社内株保有の意図は再発行にあるかもしれないが、それ

は決して再発行を要請せられるものではない。要するに、社内株は主たる点において株主の掌中より会社に引戻され未發行株の状態に直された株式を表わすものと考えらるからである。

以上によつて、社内株取引の会計処理の二つの典型的な類型のよつて生じた所以はおよそ明かであろう。これらに對して、わたくしは、(c)の方法はいずれもおしなべて(a)(b)兩方法の折衷的ないし中間に位する方法と考える。即ち、(c)の方法はいずれも社内株購入に際して一應は資本を構成する各セクション（但し資本金勘定を除く）の修正を行つてゐる点において、(b)の方法を採入れたものとみうるが、その反面、株式購入に際して生ずる資本取引上の利益を後に社内株賣却に際して修正加減する点、さらにヨリ重大なことは、社内株の処分に至るまで一時的な勘定である社内株勘定を存続せしめて結局社内株購入取引とその処分取引とに密接な関連をもたせてゐる点において、(a)の方法を多分に加味したものとみうるからである。

さて次の段階は、しからば社内株の各会計処理法のうち、いずれが最も適當なものであるかを決定することである。

社内株の購入について会社財務ないし会計上最も重要視すべきことは、これによつてたとえ一時的にもせよ實質上資本の減少を結果し、したがつて資本を構成する各セクションの修正を必要とするという事實である。企業会計上、株主によつて企業に投ぜられた投下資本 (invested capital) とその運営により生じた利益に基く稼得資本 (earned capital) の區別が最も基本的であるとすれば、社内株の購入は少くともこの投下資本の減少を未たすことは明かであるから、会計処理としては、是非ともこの事實を明瞭に反映すべきである。(a)の方法はたとえ短期的にもせよこの重要な事實を示さないものであつて、会計処理法として方法が單純であり錯雜してゐないという技術上の長所はあるにせよ、所詮それは便法にすぎず、決して合理的なものとはいへない、難しい。またこの際、社内株の購入によつて法律上の資本金は減少を未たさないという事柄にあまりに深く拘泥することは無用と考える。蓋し legal capital は結局のところ会社債権者保護のための

最小担保基金たるの意義をもつと思うのであるが、企業会計の立場からは、少くともこの legal capital のもつ意義は第一義的に重要なものとは考えられないからである。ペートンの方法によれば貸借対照表上、社内株購入によつて資本金は減額表示される。このことは恰も法律上の資本金が必要な手続を経て減少されたかの如き観を呈するから不適當であるとの非難がなされることがある。しかしペートンにあつては、屢々述べたように、註記もしくは脚註によつて社内株の存在が同時に明記されるのであるから、かゝる誤つた觀察がなされる余地もないわけである。

(c) に属する各方法は、いずれも社内株なる勘定をその処分に至るまで存続し、少くとも勘定科目上資本金の減少を明示しない点において、(a) と同様多少とも便法的色彩をもつ。このうちピンカートンの方法は、社内株が額面以下の價格で購入される場合、額面金額と買入價格との差額は不確定な未実現の利益として、これを資本剰余金に直接貸記することなく、特に株式購入不確定利益なる特殊の勘定を設けてこれに貸記すること、既述の如くである。彼にあつては社内株購入の取引とその賣却の取引とを密接に関連せしめて考えるのであるから、株式が賣却されるまでの間は、それを不確定・未実現の利益と考えるのである。しかしこれは果してそうみるべきものであろうか。この場合社内株の購入によつて、その株式に関する限り、かつて投下された資本以下の資本の返還が行われ、この限りそこに資本剰余金の發生が確実に実現されたとみるのが事実合致するものと考ええる。

本稿は旧稿における結論、即ち社内株取引の会計処理としてはマーブルの所説が最も適當であるとの結論を訂正せんとするものである。それゆえ、この際特にマーブルの方法に関する私見を述べることが必要であらう。マーブルは、社内株取得についての会社財務上の効果、即ち社内株の購入は一時的にもせよ實質上資本の減少を結果するという事実と、その法律上の効果、即ちそれにも拘らず資本金は減少されず、また多くの州法において社内株の購入は「剰余金から」と制限されているという事実とを、会計処理上矛盾なく調和し反映せしめんとする意図より出發する。屢々述べた如く、彼は貸

借対照表上は、社内株を控除した後の資本金即ち社内株資本金に、「資本金として留保された剰余金」またあるいは「額面以下取得の社内株より生ずる剰余金」をも加算することによつて、社内株購入以前の資本金を結果において減少せしめずに表示せんとする。そしてその結果、結局は必然的に剰余金が社内株の買入価格だけ減額表示されざるをえないことになるのである。この点に著目して、この方法は剰余金の制限を示すには役立つが、それは株式の購入によつて減少されたのは資本金と剰余金の双方よりなる株主持分であるという事実を明示しないという批判をなす論者もある。^(註四) マーブルは多面的な要求を同時に調和せしめんとして努力したのであるが、いずれの要求をも悉く完全に充たすことは所詮不可能であつて、結局彼においては、資本金を減少せしめないことに重点が注がれた結果となつたのであると、わたくしは思う。彼の用いる「資本金」として留保された剰余金」はかゝる効果を未たさしめるためのあらわれである。それにしても、この科目もまたさらに「額面以下取得の社内株より生ずる剰余金」なる科目も、その性質はいずれも名称の示す如く剰余金であるが何故に資本金のセクションに加算項目として示されねばならないかについては、甚だ諒解にから、これら苦しむところである。要するに、マーブルは財務上の効果と法律上の効果の調和を期しながら、事實は極めて法律上の効果を重視するの結果に陥つているとみなければならぬ。

なおさきにも述べた如く、マーブルの方法は、州法によつては社内株の購入を「剰余金から」と制限する規定をもつことに鑑み、これに伴う処理をも同時に併せ考慮していた点にその一つの特異点がある。しかしそうかといつて、他の方法にはかゝる考慮が拂われぬのではない。かゝる規定のある場合には、他の各方法について、既に述べたそれぞれの方法による仕訳に追加して、社内株の購入の際には、その買入価格を以て、

(借方) 剰 余 金

× ×

(貸方) 社内株購入引当剰余金

× × (註五)

なる仕訳が行われ、社内株処分るときに、この反対仕訳が同様追加的になされるのである。かゝる場合の州法規定の趣

旨は、正味財産が資本金以下になることを阻止し、同じ剰余金がさらにそれ以上の社内株の購入あるいは配当目的のために充当されることのないよう、引当留保せんとするのである。それゆえに買入價格による右の如き追加的仕訳を行うことが州法規定の趣旨にも卒直に副うのである。またしたがって、社内株が賣却されるときには、この引当が解かれてよいことになるのである。

(註一) ハートンは既に二に述べた如く、かかる場合の貸記項目は一種の資本剰余金というに止まるが、わたくしは、彼が社内株の購入を實質上の減資と考えている点から、これを減資剰余金としても彼の意図には反しないと考える。

(註二) Paton, *ibid.* P. 508—509, Disposition of Discount. の項参照。

(註三) 佐藤教授著「剰余金の研究」二二六—二二七頁および二二三頁、参照。

(註四) C. H. Rankin, "Treasury Stock: A Source of Profit and Loss?" *The Accounting Review*, March, 1940, P. 75

(註五) マーティンはこの勘定を Surplus Restricted by Acquisition of Capital Stock と称し (*ibid.*, P. 505) マンキンシーは Reserve for Treasury Stock Purchased と称し (*ibid.* P. 552)。

五

上述の議論は額面株のみならず無額面株についてもそのまま適用される。それゆえに結論的にいえば、ハートンの方法が無額面株についても最も合理的なものという。したがって以下、ハートンの方法による無額面社内株の会計処理を考えよう。

規定價格無額面株の場合には、規定價格 (state value) が額面金額の役割を果たすのであるから、事は至極簡單である。たゞ規定價格は非常に低く定められるのが通常であるから、社内株の買入價格の方が大である場合が普通である。そこで社内株の購入に際して一旦社内株勘定に買入價格で借記されるが、次いでこの勘定が分析されるときには、もちろん

まず資本金（無額面株）に規定價格相当分が借記され、次いで買入價格の規定價格を超過する金額は拂込剰余金（無額面株）——即ち最狹義の拂込剰余金——にその購入社内株相当分の既存の拂込剰余金の限度において借記され、なお殘額あるときは利益剰余金に借記されることになる。そして額面株の場合におけるよりは、拂込剰余金に借記される部分がほとんど大きな割合を占めるであろうことが考えられる。この社内株賣却の際には、無額面株の發行の場合と同様に、拂込對價中規定價格に當る部分が資本金（無額面株）に、殘額が拂込剰余金に貸記される。

無額面株が純粹無額面株（true no-par stock）であつて、發行對價の全額が資本金に計上されている場合には、ひとたび買入價格にて記入された社内株勘定を分解するに當つては、資本金勘定には当初の發行價額か、あるいはもしそれまでに無額面株が數次に亘つて發行された場合であれば、社内株購入時の資本金額を發行株式の總數で割つて得られる平均價格に基く金額で借記される。もしそれでもなお買入價格が右の金額より大なるときは、差額は利益剰余金に借記される。社内株の賣却のときには、賣却價格の全額を資本金勘定に貸記すればよい。純粹無額面株で發行對價のうち一部が拂込剰余金に計上されているときも、これに準じて處理すればよいであらう。^{（註）}

（註） ペートンは、前掲書においては、規定價格無額面株の場合のみについて述べている。

（附記） 本稿は始め贈與社内株の會計處理にも言及する予定であつたが、紙幅の關係上割愛した。これについては他日を期したく考えている。

（昭和二十六年三月九日）